

# 配管工の要件

H26.4改正

口径	管種	～H25年度	H26年度～
小口径 (φ450mm以下)	PE	①POLITEC【講】 ②ポリメーカー【講】 ③旧団体【講】 かつ φ75mm以上の配管工事【経験】	①POLITEC【講】 ②ポリメーカー【講】 ③旧団体【講】 かつ φ75mm以上の配管工事【経験】
	鉄管	④JWWA【登】(耐) ⑤JDPA【講】(NS) ⑥鉄管メーカー【講】(NS) かつ φ75mm以上の配管工事【経験】	④JWWA【登】(耐) ⑤JDPA【講】(NS) ⑥鉄管メーカー【講】(NS) かつ φ75mm以上の配管工事【経験】
大口径 (φ500mm以上)	鉄管	⑦JDPA【講】(大NS) かつ φ500mm以上の配管工事【経験】	⑦JDPA【講】(大NS) ⑧JWWA【登】(大) かつ φ500mm以上の配管工事【経験】

注1) 上記表で使用している略称等語句と表の見方の説明

略称等の語句: ①配水用ポリエチレンパイプシステム協会の施工講習修了者

②ポリエチレン管メーカーのEF継手等施工講習修了者

③旧水道用ポリエチレンパイプシステム研究会または旧配水用ポリエチレン管協会の講習修了者

④(社)日本水道協会の配水管技能者(耐震登録)

⑤日本ダクタイル鉄管協会の耐震形継手配管技能講習(NS φ450mm以下)修了者

⑥鉄管メーカーのNS形継手配管技能講習修了者

⑦日本ダクタイル鉄管協会の耐震形継手配管技能講習(NS φ500mm以上)修了者

⑧(社)日本水道協会の配水管技能者(大口径登録)

表の見方【例】: 小口径の管種PEの場合、①～③のいずれかの講習修了者かつφ75mm以上の水道管の配管工事経験が必要になります。

注2) 水道管工事の配管工は、上記表の要件を満たす者の他、それと同等以上の技能を有すると本市が認めた者とします。

注3) 水道管工事を施工する者は、工事毎に管径・管種に応じた1名以上の配管工を配管工届に記載し提出して下さい。

またその際、上記要件を確認できる受講証などの写しと、配管工事の経歴書の添付が必要になります。

注4) 水道管工事の配管工は、元請下請の別は問いませんが、配管作業は、本市が認めた場合を除き届け出た配管工が行わなければなりません。